

提案提出元	株式会社シー・ティ・ビー・エス
-------	-----------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	特になし	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4. 対象範囲 ①競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。	そもそも公共の財産である電波の周波数割り当てに、オークションという市場競争原理を用いること自体に合理性を感じられない。特に強い公共性や社会的役割を求められる基幹放送においては、なおさらである。また、オークション制度の対象が人工衛星等にまで及ぶことに対しては、今後募集が予定されている特別衛星放送の周波数がその対象となった場合、落札価格の高騰が懸念されること、それによって現行の衛星放送事業者の経済的状況を著しく圧迫する可能性があること、さらには高額な落札価格が視聴料の上昇を招き、視聴者の負担増をもたらすことなど、様々なマイナス要因が想定される。専門チャンネル、多チャンネル等の多様性を有する特別衛星放送の普及発展の観点から、行うべきではないと考える。
	4. 対象範囲 ②再免許時にオークションを行うか。	上記の理由から、オークション自体に反対するが、加えて再免許時のオークションに関しては、事業者は言うに及ばず、視聴者保護の観点からみても決して望ましいものではないと考える。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		